

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力ください

感染症の拡大防止には皆様一人一人の取組が重要です

令和2年4月  
新潟県佐渡保健所・佐渡市

## 三つの「密」を避けてください

- ☆ 密閉された換気の悪い「密閉空間」
- ☆ 手の届く範囲に多くの方が「密集」する場所
- ☆ 間近で会話や声を発生する「密着」

## 感染予防策の徹底をお願いします

- ☆ 手を洗いましょう
- ☆ 咳エチケットを守りましょう

緊急事態が宣言された区域※から帰省などで来島され、  
一定期間滞在される方へのお願い

裏面の健康観察票  
を活用願います

※緊急事態が宣言された区域（4月7日現在）：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

- ✓ 佐渡においでになってから2週間程度は、不要不急の外出はできるだけお控えください。
- ✓ ご自身及びご家族等で同居される方々は、裏面の『健康観察票』をご活用いただくなどして健康観察を十分に行ってください。
- ✓ 少しでも体調に不安を感じた際は、外出を控え自宅安静・療養し、直接医療機関を受診することなく、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください

帰国者・接触者相談センター（佐渡保健所） ☎0259-74-3403  
（平日：8:30～17:15 土・日・祝日：9:00～17:00）

これ以外の時間は☎0259-74-3312におかけ下さい（警備員室につながります。折り返し担当からご連絡します。）

一般的なご相談は「新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター」へ ☎025-282-1754（月～金：8:30～17:00 祝日は除きます。）